

和 水 町 地 域 防 災 計 画

熊本県 和水町

令和 5 年 6 月

第 1 部 一般災害対策編

第 1 章	総 則	2
第 1 節	目的	2
第 2 節	防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務	2
第 3 節	計画の構成	3
第 4 節	和水町の災害要因と被害状況	3
第 5 節	和水町の気象災害の特性	4
第 6 節	計画の内容	4
第 7 節	計画の修正	4
第 8 節	計画の周知徹底	4
第 9 節	計画の通知	4
第 2 章	災害予防計画	5
第 1 節	水害・土砂災害予防計画	5
第 2 節	火災予防計画	5
第 3 節	文化財災害予防計画	6
第 4 節	災害危険地域指定計画	7
第 5 節	防災業務施設整備計画	7
第 6 節	地域防災力の強化	8
第 7 節	自主防災組織整備計画	8
第 8 節	防災知識普及計画	9
第 9 節	防災訓練計画	9
第 1 0 節	防災関係機関等における業務継続計画	1 0
第 1 1 節	受援計画	1 0
第 3 章	災害応急対策計画	1 0
第 1 節	組織計画	1 0
第 2 節	職員配置計画	1 5
第 3 節	自衛隊災害派遣要請計画	1 9
第 4 節	緊急消防援助隊出動要請計画	2 0
第 5 節	気象予警報等伝達計画	2 0
第 6 節	情報収集・共有及び被害報告取扱計画	2 3
第 7 節	水防計画	2 4
第 8 節	消防計画	2 4
第 9 節	避難計画	2 5
第 1 0 節	災害救助法等の適用計画	3 2
第 1 1 節	救出計画	3 3
第 1 2 節	行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	3 4

第 1 3 節	医療救護計画	3 4
第 1 4 節	義援金品募集配分計画	3 5
第 1 5 節	災害対策要員の確保及び物資供給	3 5
第 1 6 節	避難行動要支援者の名簿作成・活用等に関する事項	3 6

第 4 章	災害復旧計画	3 9
第 1 節	公共土木施設災害復旧計画	3 9
第 2 節	農林水産施設災害復旧計画	3 9
第 3 節	ICT 部門の業務継続計画	4 1

第 2 部 震災対策編

第 1 章	総則	4 3
第 1 節	目的	4 3
第 2 節	地震災害対策に関し関係機関の処理すべき事務または業務	4 3
第 3 節	和水町の地震災害要因	4 3

第 2 章	災害予防計画	4 3
第 1 節	防災知識普及計画	4 3
第 2 節	自主防災組織育成計画	4 4
第 3 節	防災訓練計画	4 4
第 4 節	防災業務施設整備計画	4 5
第 5 節	火災予防計画	4 5
第 6 節	公共施設等災害予防計画	4 6
第 7 節	原子力災害予防計画	4 7
第 8 節	給水確保計画	4 7
第 9 節	避難収容計画	4 7
第 1 0 節	医療保健計画	4 9
第 1 1 節	災害ボランティア計画	4 9

第 3 章	災害応急対策計画	5 0
第 1 節	組織計画	5 0
第 2 節	職員配置計画	5 0
第 3 節	応援要請計画	5 1
第 4 節	地震情報伝達計画	5 2
第 5 節	災害情報・伝達計画	5 2
第 6 節	広報計画	5 3
第 7 節	避難収容対策計画	5 4
第 8 節	水防計画	5 6

第 9 節	救出計画	5 6
第 1 0 節	医療救護計画	5 7
第 1 1 節	食糧供給計画	5 7
第 1 2 節	給水確保対策計画	5 7
第 1 3 節	保健衛生計画	5 8
第 1 4 節	災害ボランティア活動計画	5 8
第 1 5 節	廃棄物処理計画	5 9
第 1 6 節	行方不明者等捜索及び収容埋葬計画	6 0
第 1 7 節	救援物資要請・受入・配分計画	6 0
第 1 8 節	大規模災害に伴う罹災証明書の発行について	6 1
第 1 9 節	被災者台帳の作成及び安否情報の提供について	6 2
第 4 章	災害復旧計画	6 2

第 1 部 一般災害対策編

第1章 総 則

風水害及び地震等が発生した場合、町民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の重要な役割の一つであるが、町民一人ひとりが自らの身を守る「自助」という自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、地域が一体となって、一人ひとりが声を掛け合い、お互いを助け合う「共助」に努めることが重要である。

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、和水町において、防災に関し町及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、町土の保全、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 防災に関し関係機関の処理すべき事務または業務

町及び町内の公共的団体並びにその他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務または業務を処理する。

機 関 名	事 務 ま た は 業 務
和水町 及び 和水町消防団	1 町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 消防、水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 その他町の所掌事務についての防災対策 8 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
各行政区の区長 （自主防災組織の長）	1 地域の防災情報の伝達、連絡及び災害の報告 2 防災要員の確保 3 自主防災組織の活動促進
有明広域行政事務組合 消防本部	1 火災予防等各種災害予防 2 水、火災等の応急対策 3 罹災者救出等被害者の救出救護
玉名農業協同組合	1 農産関係の被害調査又は協力 2 農作物の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保、又は斡旋
郵便局	1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における救護対策及び融資

玉名森林組合	1 林産関係の被害調査又は協力 2 被災林家に対する融資
学校・保育園	1 避難施設の整備及び訓練、被災時における教育対策 2 園児、児童、生徒の安全確保
九州電力株式会社、 九州電力送配電株式会社	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
N T T 西日本	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
病院	1 避難施設の整備及び避難訓練並びに被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
金融機関	被災事業者等に対する資金融資及びその他の緊急措置
危険物施設及び高圧ガス、 火薬類等の管理者	1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備
西日本高速道路株式会社 九州支社 熊本高速道路 事務所	1 高速道路及び施設の防災対策 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送路の確保
熊本气象台	1 気象・地象・水象等に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達 2 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料の提供

第3節 計画の構成

本計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画とする。

第4節 和水町の災害要因と被害状況

1 災害要因

和水町は、地理的には熊本県北西部、福岡県との県境に位置し、南北約19km、東西約9km、面積は約98km²である。おおむね山岳に囲まれた丘陵地帯で、県内4大河川の1つである菊池川が町の中央部を大きく湾曲しながら西南部に縦断して流れている。また、その菊池川には、岩村川、十町川、和仁川、内田川及び江田川が町の各方面から流れ込んでいる。

本町は、このような地理的条件等から、梅雨期には多雨域となっており、菊池川水系に豪雨をもたらす、山間部は土砂災害の危険地帯となる。また、台風期には台風の進路如何によっては驚くべき豪雨出水をもたらす強風域となる。本町における主な気象災害は、以上の気象特性と山間地域や河川流域における地盤の脆弱性や山地田畑の荒廃など諸要因が重なって起こるものである。

2 被害状況

本町における災害は、昭和30年の江田川大水害を始めとして、災害救助法が適用された昭和37年、昭和57年、平成2年の集中豪雨等による水害がその主流を占めており、これまでの町土、町民の財産の被害は、膨大な額にのぼっている。また、平成3年9月、九州北部に上陸した台風19号は、甚大な被害をもたらし、平成28年熊本地震においても災害救助法の適用となった。

さらに、令和2年7月豪雨においては、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、災害救助法の適用を受けた。

第5節 和水町の気象災害の特性

和水町における気象災害は、おもに梅雨の大雨と台風によるものが多く、災害の発生時期は6月から10月にかけてである。

1 梅雨の大雨による水害

梅雨期の大雨は、東シナ海からの暖かく湿った空気の流れ込みによって発生することが多い。熊本県は、地形的に見てコの字型に西方に開けているため、熊本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、しかも県の北側から東側にかけては九州山地が連なっているため、この暖かく湿った空気が山地の斜面に当たり、上昇気流となって、集中的な大雨を発生させることとなる。

2 台風による災害

熊本県では、台風が県内を通過するかあるいは九州の西岸に接近して北上する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害は風雨によるものが多く。一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害は少なく大雨による災害が発生する。台風の接近や上陸は夏から秋にかけての季節が多い。

第6節 計画の内容

この計画は、本町における防災対策の現況を把握して、これらに対してとるべき方向を明らかにするとともに、災害時における本町防災対策の基本計画として、災害予防から復旧までの計画を網羅し、かつ従来の水防計画を本計画の一環として位置づけをした。

また、本計画は、災害対策基本法その他防災関係諸法令の趣旨に則り、各種の計画を総合的に網羅する一方、努めて重点的実用計画とするよう配慮した。

第7節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときは速やかに修正するものとする。

第8節 計画の周知徹底

この計画の内容については、町職員全員及び関係機関・関係公共機関その他防災に関する主要施設管理者に周知徹底させるよう配慮するとともに、災害応急対策に必要な職員等の訓練を十分実施するものとする。また、特に必要な事項については、地域住民への教育訓練を実施する。

第9節 計画の通知

地域防災計画を作成し、または修正した場合は、速やかに関係地方公共団体・関係行政機関及び関係公共機関等に通知するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 水害・土砂災害予防計画

1 土砂崩れ、がけ崩れ対策等（建設課・農林振興課・総務課）

道路あるいは住宅に面して急傾斜地の存在する地区は、特にがけ崩れによる危険性が考えられるが、豪雨時には十分な警戒をなし、特に人畜に被害がないよう通報連絡体制を確立するものとする。

また、被害を最小限に食い止めるために急傾斜地崩壊危険箇所として指定し、災害を未然に防ぐため県あるいは国庫補助事業等により整備を推進する。

同様に、土石流危険渓流箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域についても指定し、災害予防の整備に努めるものとする。

2 河川堤防護岸対策（建設課）

町内各河川に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡等については、町水防計画によることとする。

また、重要水防箇所として、主要水防区域をAランク、Bランク、Cランク及び要注意に区分し、洪水による水災を警戒防禦し、被害を最小限に食い止めるよう、水防団としての消防団の体制を整備し、その対策を講じるものとする。

3 道路橋梁対策（建設課）

① 道路対策

町道路は、町水防計画に定める箇所において、特に集中豪雨による冠水・洗掘の恐れがある。

よって、車両通行障害や不能を考慮した道路及び道路側溝の補修整備を図る。なお、河川沿いの道路は、護岸決壊による道路損傷が発生しやすいので、護岸擁壁の保持については常に注意を払い、逐次改良並びに新設を行うこととする。

② 橋梁対策

本町橋梁は、昭和30年代から40年代までに架けられたものも多く、車両交通の増大と大型化に伴い、現代交通形態に合わせた大幅な改善策が求められており、速やかな改修及び架け換えが必要になっており、逐次改良並びに新設を行うこととする。

第2節 火災予防計画（総務課）

1 火災予防思想の普及徹底

① 火災予防運動

火災を未然に防止し、被害の軽減を図るためには、火災予防対策を強力に推進しなければならない。例年、全国一斉に行われる。

春秋2回の火災予防運動にあたっては、広報紙への掲載や町内防火パレードなどのほか、各家庭へのチラシの配布を行い、火災予防思想の普及に努める。

② 自主防災体制の整備

幼少年婦人防火クラブをはじめ、住民及び事業所の自主防災組織の結成及び育成強化に努める。また、消防団員以外の役場職員による防災体制を構築する。

2 火災予防対策の推進

消防署員、消防団員は、町内の防火対象物を把握するとともに、綿密な査察実施計画を樹立して、当該計画に基づく立入り検査を実施し、防火管理体制、消防用設備等についてその適正な維持管理、基準不適合状態の是正、重大な欠陥のある対象物に対する措置命令等を強力に推進するよう指導する。

3 消防力の充実強化

① 消防力の現況（令和5年4月1日現在）

消防団 団 長	1 名
副団長	2 名
分団長	7 名
副分団長	7 名
部 長	23 名
団 員	378 名
合 計	418 名（7分団構成）
小型動力ポンプ	41 台
ポンプ積載車（普通）	13 台
ポンプ積載車（軽）	23 台
消防水利	340 箇所（消火栓 38、防火水槽 289、その他の水利 13）

② 消防機械施設整備計画

老朽化した防火水槽、小型動力ポンプ等の整備及び消火栓の設置等消防機械施設の整備促進を図る。

③ 消防団組織の活性化計画

消防団員数は、少子化及び町外転出等で減少傾向にあり、また団員のほとんどが勤務者であることから、今後も随時組織を再編し、現状に即応できるよう、より機動的な消防団の運営に努めていくこととする。女性消防団員の勧誘も推進していく。

また、各団員の消防意識を強化することで、消防組織の維持・強化を図る。

4 消防団員の教育訓練強化

新入団員等規律訓練、非常招集訓練年2回、年末警戒巡視報告訓練、出初式通常点検・機械器具点検等のほか、必要に応じて、水防訓練・震災訓練等を実施する。

第3節 文化財災害予防計画（社会教育課）

文化財のなかでも、有形文化財や民族資料・伝統的家屋建造物等は、木質、紙質、布質によって作られているものが多いため、火災による被害が危惧されるところである。

これらの貴重な文化財を保存し、後世に継承することは重要なことであり、それを守るための方策として以下のような予防計画を立てる必要がある。

① 防火思想の普及を図るために、警察・消防機関及び所有者等との連絡を密にして、関係者の文化財保護に対する認識を高めるようにする。特に、所有者に対する防災や保存方法についての指導を徹底する。

② 文化庁で発行された「文化財の防火、防犯の手引き」に基づき、防火に関し次のとおり措置するよう指導する。

ア 防火計画を樹立し、それに基づく防火訓練、防火講習会を積極的に実施し、防火体制を確立する。

イ 防火体制と保護活用の両面から防火を主体とした文化財の調整整頓を実施する。

ウ 火気の使用は、一定の場所を定めて十分な監視を行い、会合等における火気の使用は、防火責任者の承諾を得て行うよう規制する。

エ 火災の発生する恐れのある箇所を調査し、防火診断をもとに改善する。なお、建造物の防

火施設として消火設備（消火器・屋内外消火栓等）、警報設備（自動火災警報機・報知器等）、その他（避雷装置・消防用水・消防進入道路等）を整備する。

第4節 災害危険地域指定計画（建設課・農林振興課）

この計画は、洪水及び地すべりにより災害発生の恐れがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

1 災害危険地域の現況

- ① 河川で危険と思われる箇所は、水防計画に定めるとおりである。
- ② 路面冠水により危険と思われる道路は、水防計画に定めるとおりである。
- ③ 地すべり等で危険と思われる地域は、水防計画に定めるとおりである。
- ④ 山腹の崩壊等により危険と思われる地域は、水防計画に定めるとおりである。
- ⑤ 土石流等の流出の恐れのある溪流は、水防計画に定めるとおりである。

2 危険区域の巡視等

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、または指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川及び堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員（消防団員）を配置するものとする。

なお、通報その他災害予防上必要な事項については、町水防計画の定めるところによる。

第5節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防に必要な通信施設、各種機材器具等の整備または推進に関するものである。

1 水防施設（総務課・建設課）

水災を防禦し、または被害の軽減を図るために、応急対策の円滑化を期する必要がある。そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、遂次これらの整備促進を図るものとする。

① 水防倉庫

番号	倉庫名称等		住 所
1	江田倉庫	和水町中央公民館地下東側倉庫	和水町江田3883番地1
2	緑倉庫	和水町三加和支所敷地内	和水町板楠70番地
3	神尾倉庫	第6分団第3部格納庫に併設	和水町津田1516番地1 (津田交差点より山鹿方面へ60m右)
4	春富倉庫	第7分団第1部格納庫に併設	和水町西吉地3428番地1 (三加和郵便局より山鹿方面へ10m右)

② 水防備蓄資材

町の所有する水防備蓄資材は、水防計画に定めるとおりである。

2 消防設備（総務課）

「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に消防施設等を整備するよう強力に推進

するものとする。

3 通信設備（総務課）

デジタル防災行政無線施設を活用し、情報を正確かつ迅速に伝達することで、防災業務に対処できるよう努める。

第6節 地域防災力の強化

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、県と町は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列的にまとめた「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及啓発を図るものとする。

第7節 自主防災組織整備計画

この計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害、事故に備えるものである。

さて、阪神・淡路、東日本大震災、雲仙普賢岳の土石流や熊本地震のような大規模な災害を振り返ると、地域のコミュニティを基盤とする自主防災組織の整備は必要不可欠である。したがって、あらゆる機会を通じて自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成、強化に関して必要な助言及び指導を行うものとする。

1 組織の編成単位

町民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であるとともに、基礎的な日常生活圏域としての一体性をもてる規模であることが望ましく、現在の行政区単位を基本とした組織づくりを推進するものとする。

2 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様、各世帯の構成、独居老人の有無等を十分反映した具体的な活動計画を策定するように、その推進を図るものとする。

3 活動内容

① 平常時

- 自主防災組織活動計画の定期的な見直し・修正
- 防災に関する知識の普及
- 防災訓練の実施及び参加
- 火気使用設備器具等の点検
- 防災用資器材等の整備及び管理

② 災害時

- 情報の収集及び伝達
- 出火防止、初期消火の実施
- 避難誘導（早めの避難誘導）
- 救出救護
- 給水給食

第8節 防災知識普及計画

防災に関し、関係機関職員及び一般住民のより一層の自覚と理解を深めるため、災害予防または災害応急措置等防災知識の普及徹底を図るものとする。

教育分野においても、町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、町が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、災害時に外国人住民を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、町職員の対応力向上を図るなど普及促進に努める。

1 普及の方法

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行う。

- ① 報道機関の利用(新聞、テレビ、ラジオ等)
- ② 防災行政無線の利用
- ③ 防災の手引き(総合防災マップ等)の全世帯配布
- ④ 印刷物の利用(町広報紙、関係機関の機関紙及びその他チラシ等の印刷物)
- ⑤ 広報車の巡回
- ⑥ その他講習会、展覧会等の開催

2 普及内容

- ① 町地域防災計画の概要
- ② 災害予防及び応急措置の概要

災害の未然防止もしくは軽減が、一般住民等に対する予防知識の普及徹底によって、十分図り得る事項については、予想されるそれぞれの災害シーズン前に普及徹底するよう努める。

3 普及の時期

普及の内容により、最も効果がある時期を選んで行う。

第9節 防災訓練計画

この計画は、災害が発生しまたは発生する恐れがある場合に、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置が円滑に実施されるように、必要な訓練について定めるものとする。

訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

1 訓練の種類

- ① 水防訓練
- ② 消防訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救助及び救護訓練
- ⑤ 情報伝達訓練
- ⑥ 総合防災訓練
- ⑦ その他必要な訓練

2 訓練の時期

訓練は、最も効果のある時期を選んで実施するものとする。例えば、水防訓練については、洪水が予想される梅雨期の前、消防訓練については、気象条件等から火災の多発または拡大が予想される時期の前などに行うのが適当である。また、震災等を想定した一般町民を対象とする避難訓練は定期的に行うことが望ましい。

3 訓練の場所

訓練は、最も訓練効果を挙げ得る場所を選んで実施するものとする。例えば、洪水の危険がある地域または火災危険地域等それぞれの活動が強く要請される場所を選定するものとする。

4 実施の方法

訓練は、町単独又は他の機関や一般町民と協力連携して、1に掲げる種類の訓練を一部または複数を組合せ、図上または実地の方法で適宜実施するものとする。

第10節 防災関係機関等における業務継続計画

町防災関係機関は、大規模災害においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を別途策定する。

なお、業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- （1） 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （2） 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- （3） 電気、水、食料等の確保
- （4） 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- （5） 重要な行政データのバックアップ
- （6） 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第11節 受援計画

町防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、受援計画を別途策定する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 防災組織

① 町防災会議

町の防災を総合的に推進するため、災害対策基本法第16条の規定に基づいて組織するものであり、防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図る。

② 町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、町長を本部長として、町職員及び消防団幹部で組織するものであり、水防、消防、災害救助、その他災害応急対策活動を実施する。

2 町の災害対策系統

① 町災害対策本部と防災関係機関との協力系統

和水町の地域に災害が発生し、または災害発生のある恐れがある場合、町災害対策本部と町防災会議を構成する防災関係機関等は、町内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡調整を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

② 町災害対策本部と町水防本部との相互関係

災害の種類は、暴風、豪雨、洪水、地震等があるが、これに対処するための組織として、災害対策基本法に基づく町災害対策本部があり、一方、主として水災に対処するための組織として、水防法に基づく町水防本部がある。これらの相互関係については、災害対策の一元的な推進を図る観点から、町長においてその設置運営を統制するものとする。

3 町災害対策本部

町災害対策本部の組織及び編成等は、「和水町災害対策本部条例」等の定めるところによる。

① 設置基準

災害の状況に応じ、町長が必要と認める場合に町庁舎等に設置する。

② 編成

ア 本部に本部会議を置く。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、各対策部長をもって構成する。

ウ 本部長は本部の事務を分掌して推進するため必要があると認めるときは、対策部を置く。

ただし、災害の種類または規模により必要な対策部のみを置くことができる。

エ 対策部に部長、部員を置く。

③ 災害対策部の分掌事務

各災害対策部の分掌事務は、おおむね次のとおりである。

対策部名	課 名	所 掌 事 務
総務対策部	総務課	・災害対策全般に関すること ・災害対策本部全般に関すること ・災害対策に係る連絡調整及び統制 ・災害・気象情報等の収集及び伝達 ・職員の動員及び派遣に関すること ・災害関係経費の予算措置に関すること ・消防(水防)団の指揮監督(動員、配置及び施設)に関すること ・防災関係機関との連絡調整 ・職員の食料の確保補給 ・避難所の設置・確保及び連絡調整 ・応急対策物品の購入出納に関すること ・国、県等の罹災見舞い及び視察対応 ・被災者台帳に関すること ・受援に関すること ・災害写真等の撮影及び記録の整理 ・広報活動に関すること ・その他、他の部に属さないこと

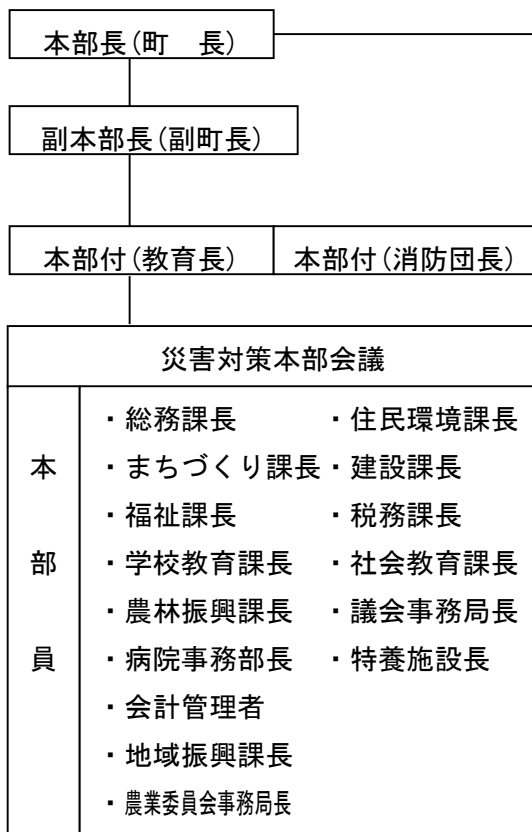
総務対策部	会計室	・義援金・見舞金の保管に関する事 ・災害に関する支出事項
	議会事務局	・災害に関する議会事務局事務分掌全般 ・議会関係機関の視察に関する事
	まちづくり課	・本部長の命令伝達に関する事 ・本部長等の災害視察に関する事 ・災害に係る電算情報の処理 ・ICT 対策に関する事 ・陳情書の作成に関する事 ・地域コミュニティ施設に関する事
建設対策部	建設課	・水防及び応急資材の確保並びに輸送に関する事 ・交通途絶時の応急対策に関する事 ・土木に関する災害情報及び被害報告に関する事 ・土木施設災害復旧事業の総括 ・道路・橋梁・河川堤防等に関する事 ・簡易水道・下水道施設・合併浄化槽等の災害応急対策 ・救出・救助機械の調達、労務調達全般 ・建築物の災害予防及び応急修理 ・応急仮設住宅（みなし仮設住宅等）に関する事 ・罹災証明書等に係る住宅等被害認定に関する事 ・避難所の設置・運営に関する支援 ・被災宅地に関する事
救護対策部	福祉課	・災害救助法に基づく諸対策全般 ・応急食糧の確保及び調達に関する事 ・被災者の保護、収容、生活支援に関する事 ・応急物資（被服・寝具・生活用品等）の斡旋処理に関する事 ・避難施設の開設・運営に関する事 ・非常食・寝具の備蓄に関する事 ・要援護者関連施設・障がい者・高齢者等の避難誘導・搬送・収容、生活支援に関する事 ・要援護者関連施設・社会福祉施設等の被害状況の把握報告 ・避難行動要支援者名簿の作成に関する事 ・個別避難支援計画の策定に関する事 ・義援金（品）の受付配分に関する事 ・罹災者への義援金及び見舞金配分に関する事
	保健子ども課 （保育園）	・日赤等医療保健機関との連絡調整に関する事 ・保育園の被害状況の把握～報告 ・保育園児に対するケア等に関する事 ・避難者の健康管理に関する事

救護対策部	町立病院	・医療品・衛生材料の調達に関する事 ・防疫及び救助に関する事 ・医療関係者の動員・配置、患者の輸送に関する事 ・病院施設の被害状況の把握～報告 ・災害による被害者の把握～報告
	住民環境課	・被災者の保護、収容、生活支援に関する事 ・住宅解体（公費解体）に関する事 ・衛生関係機関に係る被害状況の把握～報告 ・罹災地区の防疫に関する事 ・食品衛生・飲料水の指導・供給に関する事 ・被災地区のし尿処理に関する事 ・死体の収容・火葬等に関する事 ・災害時のごみ処理に関する事 ・避難所の設置・運営に関する支援
	税務課	・土地・家屋等の被害調査及び情報収集 ・被災者の町税に関する措置事項 ・罹災証明書等の発行に関する事 ・避難所の設置・運営に関する支援 ・生活再建支援に関する事
経済対策部	農林振興課	・農林水産関係の被害状況の把握～報告 ・農地及び農業用施設の応急措置に関する事 ・罹災農家の金融対策、支援に関する事 ・避難所の設置・運営に関する支援
	まちづくり課 （商工観光係）	・商工観光業者の被害状況の把握～報告 ・観光施設の被害状況の把握～報告 ・災害時の輸送運搬業者等との連絡調整に関する事 ・罹災商工業者に対する金融対策に関する事 ・商業等施設の罹災証明書等の発行に関する事 ・避難所の設置・運営に関する支援
教育対策部	学校教育課	・児童生徒等の応急教育対策に関する事 ・学校施設の被害状況の把握～報告 ・学校用教材・学用品等の斡旋調達 ・児童生徒に対するケア
	社会教育課 （共同調理場）	・文化教育施設の被害状況の把握～報告 ・社会体育施設の被害状況の把握～報告 ・指定文化財の被害状況の把握～報告 ・自治会公民館の被害等に関する事 ・避難所の設置・運営に関する支援 ・被災者に対する炊出し及び食品の確保・給与に関する事

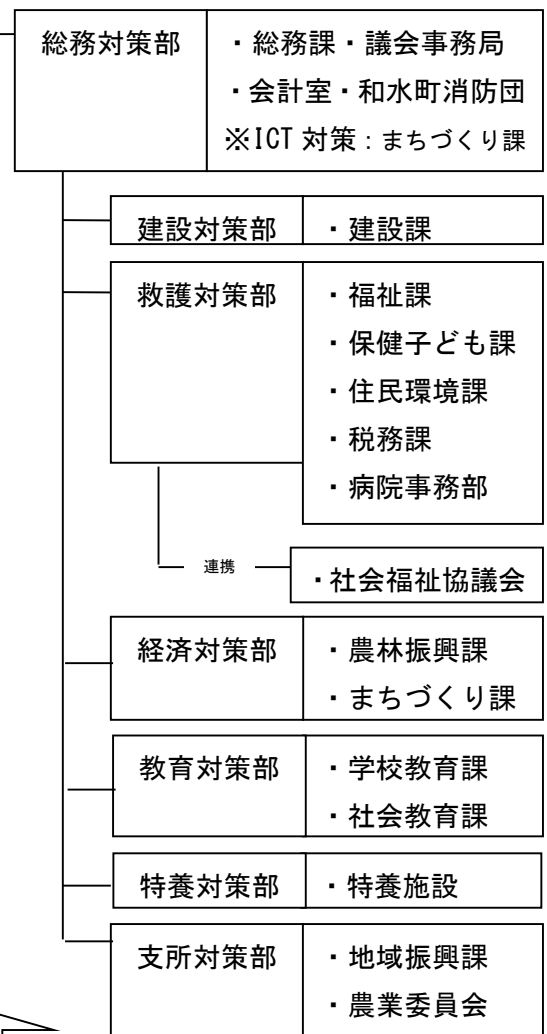
特養対策部	特養施設	・施設利用者の応急対策に関すること ・施設利用者の輸送に関すること ・特養施設の被害状況の把握～報告 ・福祉避難施設としての運営に関すること
支所対策部	地域振興課 農業委員会	・災害情報の収集及び整理 ・災害情報に関する広報全般 ・他の対策部との連携及び応援に関すること ・災害対策に関する連絡調整 ・被災者の保護、收容、生活支援に関すること ・避難誘導及び避難所の設置・運営に関する支援

和水町災害対策本部組織構成図

本部会議



各対策部



連携

有明広域行政事務組合消防本部
玉 名 消 防 署
和水菊水分署・和水三加和分署

和 水 町 区 長 会
【自 主 防 災 組 織】

第2節 職員配置計画

災害が発生する恐れ、または発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

1 職員配置体制の整備

町並びに防災関係機関は、災害発生の恐れ、または発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部または全部が直ちに応急措置に従事し、活動されるようにあらかじめ体制を定め、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

2 町職員の配置

(1) 災害発生の恐れのある場合の配置

- ① 総務課長は、次に掲げる場合は、必要に応じ関係課長を招集し、情報を検討のうえ町職員を必要に応じ応急措置推進のため配置し、気象予警報伝達計画に基づき、注意報または警報等を伝達させるとともに、情報の収集及び災害活動に当たらせるものとする。このため、災害処理に関係を有する課長は、所属職員の応急措置に関する担回事務及び職員待機要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底しておくものとする。

ア 災害発生の恐れがある警報が、熊本地方気象台から発表されたとき。

イ 火山爆発または地震の危険が予知され、これらに関する情報が発表されたとき。

ウ 災害発生の恐れがある異常気象の通報が防災関係機関等からあったとき。

エ その他町長が必要と認め指示したとき。

② 関係課長による配置

災害処理に関係を有する課長は、前記①によるもののほか、職員の配置を必要と認めた場合は、所属職員を配置するものとする。

(2) 災害発生時における配置

- ① 災害関係課長は、災害が発生した場合は、所属職員の一部または全部を指揮監督して応急措置に従事するほか町長または上司の命があった場合、直ちに活動し得る体制を整えておくものとする。
- ② 職員は、災害が発生した場合には、すすんで所属の上司と連絡を取り、または自らの判断で参集し、応急対策に従事するものとする。
- ③ 災害が発生した場合の職員の行動マニュアルについては、別に定める。

(3) 配置の基準

災害が発生する恐れまたは発生した場合における職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。

① 災害対策本部設置前の配置体制

ア 注意体制

気象業務法に基づく災害に対する警報が発表され、町長が注意体制をとる必要があると認めたときは、災害の防除及び被害の軽減を図るため、総務課防災担当職員又は災害待機班職員を配置し、警報の伝達、災害情報並びに被害報告の収集に当たるものとする。

イ 警戒体制

気象業務法に基づく災害に対する警報が発表され、かつ災害発生の恐れがある場合、若しくは災害が発生した場合、災害待機班員のほかに、各課の職員を追加配置し、警報伝達、災害情報及び被害報告の収集等の災害応急対策の実施に当たるものとする。

② 災害対策本部設置後の配置体制

災害対策を強力かつ迅速に推進するために次により職員を配置する。

区分	配 置 基 準	配 置 内 容
第一配置	1 気象業務法に基づく警報が発表され、かつ局地的な災害が発生する恐れがある場合 2 その他必要に応じ、本部長が当該配置を指示したとき	本部設置前の警戒体制では困難な場合で、次の体制に円滑に移行できる体制とする。配置員数はその状況によりその都度各部長が指示する。
第二配置	1 局地的な災害が発生し、被害が拡大する恐れがある場合 2 その他必要に応じ、本部長が当該配置を指示したとき	第一配置では困難な場合で、直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。配置員数はその状況によりその都度各部長が指示する。
第三配置	1 広域にわたる災害が発生し、特に被害が甚大な場合 2 本部長が当該配置を指示した場合 3 震度 5 弱以上の地震が発生した場合	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が強力に推進できる体制とする。

③ 災害対策の体制を構築するとき(災害の種類別)

配備の形態	体制名	風水害	震 災	火 災	その他
消防団本部付	消防団第 1 出動体制	風水害が発生し、必要と認めるとき	震度 4 以上の地震が発生し、必要と認めるとき	火災が発生し、必要と認めるとき	行方不明等その他災害が発生し、必要と認めるとき
消防団災害対策班	勤務中（できるだけ）				
	勤務外（地元災害時）				
災害対策警戒本部	注 意 体 制 1 （総務課防災担当職員）	気象注意報・警報が発表されたとき			
	注 意 体 制 2 （災害待機班）	気象警報が発表され警戒が必要なとき		—	—
	警 戒 体 制 （関係職員追加）	気象警報が発表され災害が発生する恐れがあるとき		—	—
	警 戒 体 制【地震】 課長等全員＋総務・建設課職員＋避難所運営班	—	震度 4 の地震が発生したとき	—	—
災害対策本部	第 1 配置体制 職員の 1/3 配置 （避難活動を実施する時等）	局地的な災害が発生し又は恐れのあるとき		—	—
	第 2 配置体制 職員の 1/2 配置	局地的な災害が発生し被害が拡大する恐れがあるとき	—	—	—
	第 3 配置体制 全職員	広域にわたる災害が発生し又は恐れのあるとき(特に被害が甚大なとき)	震度 5 弱以上の地震が発生したとき	—	—
災害ボランティアセンター	受入体制	大規模な災害が発生したとき	大規模な災害が発生したとき		

※消防団本部付…役場に勤務する現消防本部付団員 ※消防団災害対策班…役場に勤務する現消防団員

※災害ボランティアセンター…和水町社会福祉協議会を中心に組織化(別途)

④ 災害対策警戒本部・災害対策本部等の設置場所

名 称	施 設 名	管 理 者	住 所	電話番号
災害対策警戒本部 (災害待機班)	和水町役場 本庁	総務課長	江田 3 8 8 6 番地	0968-86-3111
	和水町役場 支所	地域振興課長	板楠 7 0 番地	0968-34-3111
災害対策本部	和水町役場 本庁	総務課長	江田 3 8 8 6 番地	0968-86-3111
災害ボランティアセンター	和水町福祉センター (あばかん家)	和水町社会福祉協議会	平野 1 2 7 6 番地	0968-34-2366
災害発生状況伝達サービス (火災・救急)	有明広域行政事務組合 消防本部 荒尾消防署	有明広域行政事務組合 荒尾消防署 災害情報指令センター	荒尾市宮内字松ヶ浦 1027-9	0968-69-0119

(4) 職員の招集

① 配置指令の伝達

職員配置の指令及び配置担当者の招集の伝達は、次の系統により行うものとする。

消防団本部付

有明広域行政事務組合消防本部 ⇒ 団長 ⇒ 主任 ⇒ 消防団本部付

電話 電話 電話又はメール

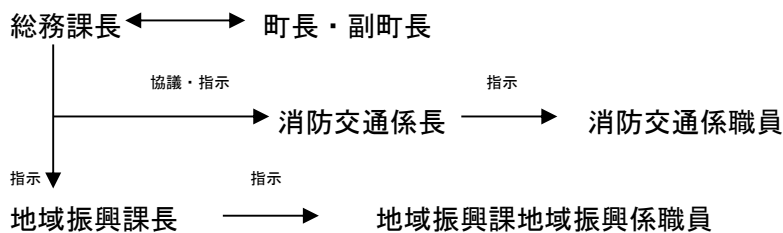
消防団災害対策班

有明広域行政事務組合消防本部 ⇒ 団長 ⇒ 主任 ⇒ 災害対策班

電話 電話 電話又はメール

災害対策警戒本部 (災害待機班 注意体制 1)～注意体制の確立

気象業務法に基づく注意報発表・警報発表のとき



災害対策警戒本部 (災害待機班 注意体制 2 警戒体制)～警戒体制の確立

気象業務法に基づく警報発表

熊本県防災情報サービスによる緊急メール通報 ⇒ 災害対策警戒本部(災害待機班)員

通報を受けた災害対策警戒本部(災害待機班)員のなかで、あらかじめ定められた災害待機班一覧表に基づき、担当職員がその職務に就く。(ただし、勤務時間内は総務課が担当するものとし、勤務時間外について、8時間を目安とした交代制とする。)

災害対策警戒本部（警戒体制【地震】）～地震時の警戒体制の確立

震度 4 の地震が発生したとき

熊本県防災情報サービスによる緊急メール通報及び町防災行政無線による放送

⇒災害対策警戒本部（全課長等＋総務・建設課職員＋避難所運営班）員

※地域振興課長、社会教育課長、学校教育課長、農林振興課長、農業委員会事務局長は支所へ登庁

※特養施設長はきくすい荘、病院事務部長は町立病院へ登庁

災害対策本部（第 1・第 2 配置体制）の設置

災害対策本部の設置又は避難活動実施時

町長・副町長 ⇒ 総務課長

↓ ⇒ 建設課長	↓ ⇒ 地域振興課長
↓ ⇒ 福祉課長	↓ ⇒ 社会教育課長
↓ ⇒ 保健子ども課長	↓ ⇒ 農林振興課長
↓ ⇒ 学校教育課長	↓ ⇒ 農業委員会事務局長(必要な時)
↓ ⇒ まちづくり課長（必要な時）	
↓ ⇒ 住民環境課長（必要な時）	
↓ ⇒ 税務課長（必要な時）	
↓ ⇒ 議会事務局長（必要な時）	
↓ ⇒ 病院事務部長（必要な時）	
↓ ⇒ 特養施設長（必要な時）	

災害対策本部（第 3 配置体制）の設置

全職員の参集を必要とする場合 震度 5 弱以上

町長 ⇒ 総務課長 ⇒ 各課長 ⇒ 所属職員

※指示がなくても、テレビやラジオのニュース等を聞いて、自己判断し登庁。

② 配置職員の招集方法

災害関係課長等は、所属職員の招集または連絡に当たっては、迅速かつ的確な方法（町公式 LINE 等）によるものとする。

（５） 配置の解除

災害応急措置等の配置体制の解除は、総務課長が指示する。

3 職員の応援

- ① 町長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各課長に所属する職員を、他の課に派遣することを指示するものとする。
- ② 災害対策基本法第 67 条により応援措置を実施するため、必要があると認めるとき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。
- ③ 災害対策基本法第 68 条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、県玉名地域振興局を通じて県知事に対して応援を要請することができる。
- ④ 災害対策基本法第 69 条により応援措置を実施するため必要があると認めるとき、政令で定めるところにより、その事務または町長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

4 職員の派遣

災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、知事または市町村長は、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第29条の規定により他の地方公共団体、または国の機関の職員の派遣を要請することができ、また災害対策基本法第30条の規定により職員の派遣の斡旋を求めることができる。

① 町

災害応急対策または災害復旧のため、職員の派遣を受けたときの取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定により災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り、もって応急措置の実施促進を図る。

② 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第32条の規定により、県または市町村は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、昭和51年3月自治省告示第118号（最近改正平成7年3月8日自治省告示第37号）によるものとする。

③ 派遣職員に対する給与等の負担

ア 国等からの派遣職員に係る給与等の負担は、災害対策基本法施行令第18条による。

イ 県及び市町村からの派遣職員に係る給与等の負担は、地方自治法第252条の17第2項による。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

1 災害時における自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊派遣を要請する場合の基準は、次のとおりである。

①天災、地災その他災害に際して、人命、身体または財産を保護するため、必要があると認められるとき。

②災害の発生が目前に迫り、これが予防について緊急を要するため、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

③ この際、公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

2 災害派遣のフロー

町長は、町内の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう別記様式第1号により要請することができる。ただし、知事に要求ができない場合には、その旨及び災害の状況について、第42即応機動連隊経由で第8師団長に通知することができる。

町長 → 要請 → 玉名地域振興局総務振興課または県危機管理防災課 → 熊本県知事 → 要請 → 第8師団長等

3 災害派遣要請に含める事項

町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者、部隊の集結地等）

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

4 災害派遣の要請手段

町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を要求する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話若しくはFAXで行うことができるが、事後において速やかに文書を提出するものとする。

5 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助
- (2) 消火活動：航空機による消火
- (3) 水防活動：土のう作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開
- (6) 医療・防疫：応急救護及び除染車等による
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる
- (8) 給食：炊事車による
- (9) 宿泊活動
- (10) 入浴活動

第4節 緊急消防援助隊出動要請計画

1 災害時において、町長は、災害の状況、町消防力及び熊本県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法及び緊急消防援助隊に関する政令の規定に基づき、速やかに、県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合において、県知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

2 緊急消防援助隊が出動した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、緊急消防援助隊調整本部を設置するものとする。ただし、被災地が町以外の複数の市町村にまたがる場合には、県が設置するものとする。

3 町が緊急消防援助隊調整本部を設置する場合の構成員は、原則として、町長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、県派遣職員、福岡市消防局指揮支援部隊長、熊本市消防局派遣職員とし、町長を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部及び町災害対策本部と連携し次の事項をつかさどるものとする。

- ①緊急消防援助隊の部隊配備に関すること。
- ②関係機関との連絡調整に関すること。
- ③緊急消防援助隊の後方支援に関すること。
- ④その他必要な事項に関すること。

4 緊急消防援助隊の集結場所及びヘリコプターの離着陸場は、菊池川白石堰横の河川敷及び和水町総合グラウンドとする。また、燃料補給体制については、県に支援を依頼するものとする。

第5節 気象予警報等伝達計画

本計画は、災害発生の恐れのある時に行う気象業務法に基づく注意報及び警報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」）を関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1 予警報等の定義

この計画において、注意報、警報、気象情報、津波予報、地震及び津波に関する情報、火災気象通報、火災警報、水防警報、土砂災害警戒情報、特別警報の意義は、次に定めるところによる。

① 注意報及び警報

注意報とは、県内いずれかの地域において災害が発生する恐れがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

警報とは、県内いずれかの地域において重大な災害が発生する恐れがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

② 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づいて気象官署が、気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。

③ 津波予報

津波予報とは、規定された地震が発生した場合に、気象業務法に基づいて福岡管区気象台がその担当区域内の津波の有無及びその程度について一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う注意報及び警報をいう。

④ 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、規定された地震が発生した場合に気象業務法の定めにより、熊本地方気象台が、福岡管区気象台からの地震連絡報に基づき、防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報をいう。

⑤ 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

⑥ 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象警報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

⑦ 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（菊池川河川事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

水防警報発令基準及び発令方法等については、別冊「水防計画書」のとおりである。

⑧ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報をいう。

⑨ 特別警報

特別警報とは、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、気象庁が警告のために発表する警報の一種だが、警報の発表基準をはるかに超えるような甚大な災害が発生するおそれ

がある場合に適用される。2013 年 8 月 30 日から運用が開始された。

（特別警報が発表されるときは、経験したことのないような異常な現象が起きている状況で、かつ、それまでの数十年間災害の経験が無い地域でも災害の可能性が高まっている状況である。対象地域の住民は、直ちに命を守る行動をとることが推奨されている。）

2 予警報の伝達系統

注意報及び警報等は、原則として次の系統図により迅速かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。ただし、注意報については、その種類、若しくは時期により関係機関等に伝達を必要としないものについてはこの限りでない。また、警報の種類によっては、必ずしもこの系統図によらない。

① 予警報の伝達手段

○防災行政無線による伝達

※緊急地震速報・テロ攻撃等については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、防災行政無線の自動放送を行う。

※震度 4 以上の地震が発生した場合・震度 5 弱の地震が発生する予報（緊急地震速報）

○町広報車巡回による伝達

○消防団ポンプ積載車等巡回による伝達

○浸水想定区域内の高齢者、乳幼児等が主に利用する施設等への予警報の伝達は町広報車・電話等により該当施設に直接行う。

○緊急速報（エリア）メール（NTTドコモ、KDDI・ソフトバンクモバイル・楽天）による和水町民及び和水町内にいる観光客や仕事等で和水町内にいる方への情報伝達

※緊急速報（エリア）メールとは、気象庁から緊急地震速報、津波警報を配信、国・市町村から避難情報や災害情報を配信する。

○熊本県防災情報メールサービスによる伝達（登録者のみ）

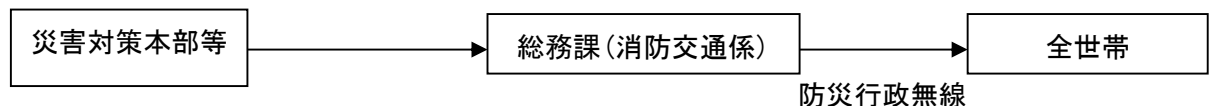
○町公式LINEによる伝達（登録者のみ）

○公共情報コモンズ（Lアラート）

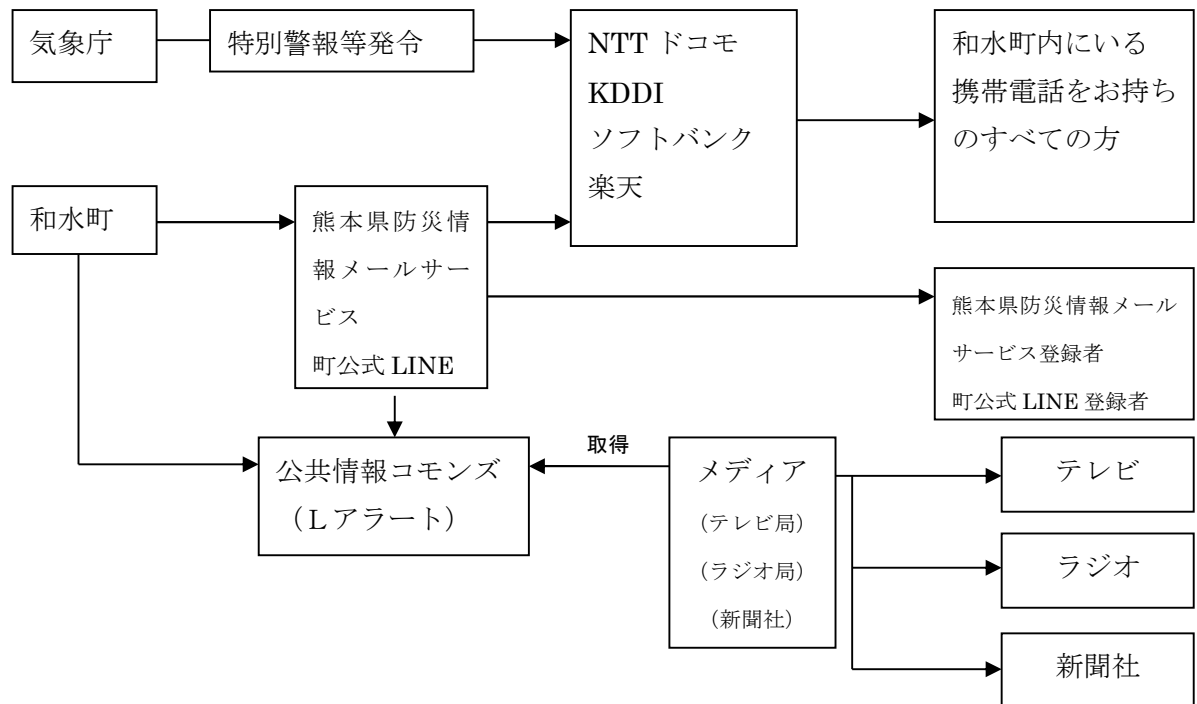
和水町の災害情報や熊本県防災情報メールサービスによる情報等を公共情報コモンズに登録することによりメディアが直接必要な情報のみ取得しテレビやラジオ等で情報を流すことが出来るシステム（例：テレビ画面上下の文字が流れる情報など）

② 伝達系統図

防災行政無線による伝達



緊急速報（エリア）メール等による伝達



③ 予警報の取扱い

町長は、各機関から伝達を受けた注意報及び警報等を次により速やかに住民に伝達するよう努めるものとする。

④ 予警報等伝達責任者

注意報及び警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり予警報伝達責任者を定める。

○総務課 1 名（防災担当者）

⑤ 異常発見時における措置

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見したものは、直ちに自己または他人により町長または警察官に通報するものとする。（災害対策基本法第 54 条）

第 6 節 情報収集・共有及び被害報告取扱計画

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。

1 被害報告取扱責任者

被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう、下記の基準に従って、あらかじめ被害報告取扱責任者を定める。ただし、その被害報告の取りまとめは、総務課（防災担当者）にて行うこととする。

- ① 和 water 町……………防災関係課ごと 1 名
- ② 防災関係機関…当該関係機関ごと 1 名

2 被害報告等の調査

（1） 調査要領

- ① 被害状況調査には、町職員があたるものとする。
- ② 被害状況調査は、地区別に行い、最後に総務課にて集計を行う。

(2) 留意事項

- ①被害状況の調査にあたっては、各区長及び消防団員と連絡をとり、脱漏、重複等のないよう十分留意すること。
- ②必ず、写真等の明確な資料を残すよう心がけること。
- ③被害世帯、人員等についての詳細な調査は、現地調査のほか住民基本台帳等と照合して適確を期すること。また、罹災者については、罹災世帯名簿（別記様式第2号）を作成すること。
- ④調査にあたっては、事前に被害調査の担当者及び班を定め、正確、迅速な調査ができるよう配慮すること。

3 防災関係機関等の協力関係

町及び防災関係機関は、相互に被害報告等の取扱いについて連絡調整するものとする。

4 被害状況等の報告

町長は、町内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。ただし、通信の途絶等により町長が県知事に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

5 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に対する情報収集、被害報告は、県における災害応急対策及び災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、熊本県被害報告取扱要領によって行うものとする。

第7節 水防計画

水防計画については、別冊にて定めるものとする。

第8節 消防計画

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1 実施機関

町長は、町内における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は町長が行うものとする。

2 活動計画

- ① 町は、消防施設及び消防職団員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。
- ② 町は、災害時における危険物等の保安についての適切な処置をとるとともに、県消防保安課に状況を報告するものとする。
- ③ 林野火災に対応する空中消火

大規模な林野火災が発生し、または大規模となる恐れのある場合、町長は、知事に対し「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動及び資機材、消火剤等の輸送並びに要員の派遣等を要求することとする。

3 相互応援協定

町長は、熊本県消防相互応援協定書（平成27年4月1日締結）の円滑な実施を図るため、隣接市町との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。

第9節 避難計画

熊本県では、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」が必要との考えに立ち、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」に取り組んでいる。本町においても、この考えのもと取り組んでいく。

令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について自主防災組織等に働きかけ、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

また、総合防災マップ（ハザードマップ）を配布し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所に親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

災害のため危険な状態にある町民に対して、高齢者等避難、避難指示、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑化させることを目的とする。

さらに、感染症対策について、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、避難所の運営に必要な情報を共有することに努めるものとする。

1 避難の指示及び誘導

- ① 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。（災害対策基本法第60条第1項）

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

- ② 町長が上記①に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または町長から要請があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。この場合警察官は、直ちにその旨を町長に通知するものとする。（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）

- ③ 災害派遣時の自衛官による避難の指示

警察官職務執行法第4条の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊法に基づき災害派遣された自衛官の職務の執行について準用する。（自衛隊法第94条）

- ④ 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事、その命を受けた県職員または町長は、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。また、町長が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第29条）

2 避難指示等の判断・伝達基準

① 避難発令の種類

1. 自主避難（予防的避難）・・・自主避難所

被害等の恐れがあり得るかもしれない場合に避難場所を開放し、自己の判断において食糧及び毛布等を準備し避難。

2. 高齢者等避難・・・自主避難所

人的被害の発生する可能性が高まった状況で発令するもので、避難行動に時間がかかる高齢者等が、開設中の避難所に移動し避難する段階。

自己の判断においての避難であり食糧及び毛布等を準備し避難。

3. 避難指示・・・避難所

人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で発令するもので、避難所への避難を指示。避難中の方は確実な避難行動をとってもらい、この行動に移る時間の余裕がない場合は生命を守る最低限の行動を促す。

②市町村の責務

1. 災害対策基本法において、避難指示等には強制力は伴わない。

(一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にある)

2. 市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する。

3. 住民は、市町村等からの情報を参考に、自らの判断で避難行動をとる。

③災害に対する避難指示等の対象となるもの

避難指示等は、大河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として発令することを基本とする。

④各人の避難行動の原則

1. 激しい雨の時には、河川には近づかない。

2. 避難情報が出されなくとも「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。

3. 小河川等による浸水に対しては、避難指示等が発令されないことを前提として浸水が発生してもあわてずに各自の判断で上階等への退避行動をとる。

4. 避難指示等の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であっても、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

⑤避難行動の考え方

1. 避難の目的

避難行動は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」

2. 避難行動

- ・避難所への移動
- ・安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ・近隣の高い建物等への移動
- ・建物内の安全な場所での退避

⑥市町村が助言を求めることのできる対象機関

1. 【水害】一級河川指定区間外の区間・・・国土交通省菊池川河川事務所

一級河川指定区間・二級河川・・・玉名地域振興局土木部

2. 【土砂災害】玉名地域振興局土木部

3. 【気象、地震】熊本地方気象台

⑦洪水予報河川の高齢者等避難、夜間・早朝の高齢者等避難、避難指示

1 水害

I 洪水予報河川（菊池川）：高齢者等避難の発令基準

- (1) 菊池川の山鹿水位観測所の水位が避難判断水位である5.90mに到達し、または、玉名水位観測所の水位が避難判断水位である5.50mに到達、かつ、菰田水位観測所の河川水位が上昇している場合。

※発令については、国土交通省菊池川河川事務所からの水防警報の内容や助言を求めて、総合的に判断し、発令する。

II 洪水予報河川（菊池川）：夜間・早朝の高齢者等避難の発令基準

- (1) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合

- (2) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近し、通過し、多量の降雨が予想される場合

※発令については、熊本地方気象台からの助言を求めて、総合的に判断し、発令する。

III 洪水予報河川（菊池川）：避難指示の発令基準

- (1) 菊池川の山鹿水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.30mに到達し、または、玉名水位観測所の水位が氾濫危険水位である5.90mに到達かつ、菰田水位観測所の河川水位が上昇している場合

※発令については、国土交通省菊池川河川事務所からの水防警報の内容や助言を求めて、総合的に判断し、発令する。

2 土砂災害

I 土砂災害：高齢者等避難の発令基準

(1) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
(2) 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近し・通過することが予想される場合
※発令については、熊本地方気象台からの助言を求めて、総合的に判断し、発令する。

II 土砂災害：避難指示の発令基準

(1) 土砂災害警戒情報が発表された場合
(2) 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
(3) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
※発令については、熊本地方気象台からの助言を求めて、総合的に判断し、発令する。

3 地震

I 地震災害：避難指示の発令基準

(1) 震度5弱以上の地震が発生し、人的被害や2次災害の危険性がある場合
※発令については、震度5弱未満でも、現状の状況等を総合的に判断し、発令する。

4 大雨

I 大雨：避難指示の発令基準

(1) 記録的短時間大雨情報及び大雨特別警報等が発表された場合
(2) 大雨警報が発表され、今後も大雨が予想される場合（線状降水帯が発生している場合など）
※発令については、現状の状況等を総合的に判断し、発令する。

⑧警戒レベル

住民がとるべき行動等を5段階に分けた情報（洪水や内水氾濫、土砂災害）

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報 避難情報等	防災気象情報
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	特別警報 氾濫発生情報
警戒レベル4	危険な場所から 全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報
警戒レベル3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	大雨・洪水警報 氾濫警戒情報
警戒レベル2	避難行動を確認	注意報	大雨・洪水注意報 氾濫注意情報
警戒レベル1	心構えを高める	早期注意情報	—

⑨避難情報等の伝達内容

1 水害

I 高齢者等避難の伝達文の例（洪水予報河川）

■緊急放送、緊急放送、『高齢者等避難』発令

こちらは、防災和水町です

【警戒レベル3】菊池川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地区に菊池川に関する『高齢者等避難』を発令いたしました

〇〇地区の住民の方は、気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思える場合は、迷わず避難してください

避難施設については、〇〇〇です

Ⅱ 避難指示の伝達文の例（洪水予報河川）

■緊急放送、緊急放送、『避難指示』発令

こちらは、防災和水町です

【警戒レベル4】菊池川の水位が堤防の高さを超える恐れがあるため、〇時〇分に〇〇地区に菊池川に関する『避難指示』を発令いたしました

未だ避難していない方は、直ちに避難してください

外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください

避難施設については、〇〇〇です

2 土砂災害

Ⅰ 高齢者等避難の伝達文の例（土砂災害）

■緊急放送、緊急放送、『高齢者等避難』発令

こちらは、防災和水町です

【警戒レベル3】〇時〇分に和水町に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する『高齢者等避難』を発令しました

〇〇地区の住民の方は、気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難してください

避難施設については、〇〇〇です

Ⅱ 避難指示の伝達文の例（土砂災害）

■緊急放送、緊急放送、『避難指示』発令

こちらは、防災和水町です

【警戒レベル4】〇時〇分に和水町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する『避難指示』を発令しました

〇〇地区の住民の方は、直ちに避難してください

避難施設については、〇〇〇です

避難場所に行けない場合、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください

⑩伝達手段

1 防災行政無線を利用して対象地域の町民全般に伝達【避難指示については、サイレンを鳴らした後に伝達する】

2 町広報車や消防車両により、対象地域の町民全般に伝達

3 消防団、警察に対して、対象地域の町民への伝達を依頼

4 あらかじめ構築しておいた自主防災組織の会長等の協力を得ての組織的な伝達

5 福祉関係者への伝達

6 ホームページ等に掲載して、インターネットによる不特定多数への伝達

7 テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼

8 エリアメールを利用し周知する

9 熊本県防災情報メール

3 避難誘導の方法

避難誘導の責任者には、原則として消防団員が当たることとする。避難誘導は災害という特殊条件のもとに行われるものであるから、責任者は、安全かつ迅速に実施するものとする。

災害時要援護者に関する避難の指示等の実施責任者には、消防署員、消防団員、警察官等が当たることとする。実施責任者は、平素より災害時要援護者の実情を把握しておくものとする。

4 避難所の開設及び収容

災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等の基準は、同法及び運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

なお、災害救助法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

① 避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、または被害を受ける恐れのある者並びに避難指示等が出た場合等で、現に被害を受ける恐れのある者に限り収容するものとする。

② 避難所は、学校、公民館、体育館等の既存建物を応急的に整理して使用するものとする。

③ 町長は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

④ 町長は、避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告しなければならない。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設予定時間

⑤ 避難所開設の時間は、原則として最大限 7 日以内とする。（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長があり得る。）

5 避難予定場所

避難予定場所については、次のとおりとする。【次ページ】

6 避難所の管理運営

町は、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意し、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底（体温計・アルコール消毒液・マスク等の準備）、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。

また、感染症の症状が出た者のための専用スペース等を確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行う。

さらに、パーティション等の染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとし、避難所における食物アレルギー備蓄にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

7 車中避難者等を含む避難所外避難者への対応

町は、車中避難者等を含む避難所外避難者等に対しても、自主防災組織、消防団等と連携し、実態を把握するとともに、物資の支援や保健師等による健康管理等の対応を行うものとする。

8 避難所における男女共同参画の推進

避難所等の運営において男女共同参画を推進するとともに、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。

9 応急仮設住宅建設予定場所の選定

周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

10 広域避難及び被災者の運送

大規模災害発生時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

11 避難所の環境整備

避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム）の整備や避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

菊水地区

施設名 (駐車場を含む)	危険種類	自主避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	収容人数	施設管理
中央公民館	水害・土砂 台風・地震	○	○	○		100	社会教育課
和水町体育館	水害・土砂 台風・地震		○	○		500	社会教育課
菊水中学校体育館	水害・台風		○	○		150	学校教育課
菊水小学校体育館	土砂・台風 地震		○	○		150	学校教育課
和水町役場（本庁）職員駐車場	地震		○			100	総務課
菊水ロマン館	土砂・台風 地震		○	○		30	菊水ロマン館
下津原西公民館	水害・土砂		○			10	地元区
下津原中公民館	水害・土砂		○			10	地元区
下津原東公民館	水害		○			10	地元区
下久井原公民館	水害・土砂		○			15	地元区
上久井原公民館	水害		○			20	地元区
長小田公民館	水害・土砂		○			10	地元区
内田公民館	水害		○			20	地元区
江栗集会所	水害		○			10	地元区
竈門公民館	水害・土砂		○			20	地元区
特別養護老人ホーム きくすい荘	—				○		きくすい荘
特定非営利活動法人 黎明 グループホーム夢路	—				○		夢路

菊水地区の避難場所及び避難所の数

自主避難所：1箇所 指定緊急避難場所：15箇所

指定避難所：5箇所 福祉避難所：2箇所

三加和地区

施設名 (駐車場を含む)	危険種類	自主避難所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	収容人数	施設管理
三加和公民館	水害・土砂 台風・地震	○	○	○		150	社会教育課
スカイドーム 2000	水害・土砂 台風・地震		○	○		500	社会教育課
春富集会センター	土砂・台風 地震		○	○		30	住民課
福祉センター	水害・土砂 台風・地震		○	○		70	社会福祉協議会
三加和小学校体育館	水害・台風 地震		○	○		100	学校教育課
旧緑小学校体育館	水害・土砂 台風・地震		○	○		150	社会教育課
旧春富小学校体育館	土砂・台風 地震		○	○		150	社会教育課
和水町役場支所裏 多目的広場	地震		○			150	社会教育課
三加和温泉ふろさと交流センター	水害・土砂 台風・地震		○	○		100	三加和温泉ふろさと交流センター
平野公民館	水害・土砂		○			10	地元区
猿懸山口公民館	水害		○			10	地元区
中岩公民館	水害		○			10	地元区
上岩公民館	水害・土砂		○			10	地元区
東山公民館	水害・土砂		○			10	地元区
野中公民館	水害・土砂		○			10	地元区
中和仁中組公民館	水害・土砂		○			10	地元区
特別養護老人ホーム 和楽荘	—				○		和楽荘
介護老人保健施設 清風苑	—				○		清風苑

三加和地区の避難場所及び避難所の数

自主避難所： 1 箇所 指定緊急避難場所 1 6 箇所

指定避難所： 8 箇所 福祉避難所： 2 箇所

- ・ 自主避難場所とは
台風接近などの災害により危険性がある場合一時的に開設する施設
- ・ 指定緊急避難場所とは（災害対策基本法第４９条の４）
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所
- ・ 指定避難所とは（災害対策基本法第４９条の７）
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、また災害により家にもどれなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設
- ・ 福祉避難所とは
指定避難所と同じ取扱いで、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる施設

7 ヘリコプター発着予定地

ヘリコプター発着予定場所については、次のとおりとする。

また、熊本県防災消防ヘリコプター緊急運航要請書については、別記様式第３号のとおりである。

発着予定地名	所在地	面積（縦×横）	規模	備考
菊水中学校運動場	江田４２５０	７０＊１００	中	北・西に校舎
総合グラウンド	原口１３２１	１２０＊１９０	大	
白石堰	瀬川４６８	４０＊５０	小	遊水地だが、一番使い勝手が良い
多目的広場	板楠７０	６０＊８０	中	北に庁舎、西に公民館
三加和グラウンド	大田黒１０００	１１５＊１２０	大	東に山
テニスコート駐車場	大田黒９６４	５０＊５０	小	東に山
春富グラウンド	東吉地１０４４	７０＊７０	中	東に山
三加和中学校運動場	板楠１００１	７５＊１９０	大	西及び南に校舎
旧春富小学校運動場	和仁７８１	４５＊７０	小	北に校舎、西に山

第１０節 災害救助法等の適用計画

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1 実施機関

災害救助はもとより国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されている。

また、この救助を迅速に行うため、災害救助法第３０条の規定により救助の実施に関する知事の職権の一部を市町村長に委任することができることとなっており、同法第２３条第１項に規定された全ての救助の種類の実施について委任されている。（熊本県規則第６号知事の権限に属する事務の一部を市町村長に委任する規則）

2 災害救助法の適用

①災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条の定めるところによる。

②被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊または半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない

状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

熊本県地域防災計画資料編に準ずる。

ウ 世帯及び住家の単位

熊本県地域防災計画資料編に準ずる。

③災害救助法の適用手続

災害に際し、町における災害が①の適用基準に該当し、または該当する見込みがあるときは、町長は、県玉名地域振興局長を経由して直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

3 救助の種類及び実施方法

救助の種類及び実施方法については、熊本県地域防災計画一般災害対策編第12節災害救助法等の適用に準ずる。

4 災害弔慰金の支給等

和水町罹災見舞金条例、和水町罹災見舞金条例施行規則、和水町災害弔慰金の支給等に関する条例及び和水町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に定めるとおりとする。

第11節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助して、その者の保護を図るものとする。

1 実施責任者

① 救出は原則として、町、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。

② 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施

責任者を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、または町等に協力するものとする。

③その他、災害救助法を適用した場合は、第3章第10節災害救助法等の適用計画によるものとする。

2 救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

① 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。

ア 火災の際に火中に取り残されたような場合

イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合

ウ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地域に取り残されたりしたような場合

エ 山津波により生き埋めになったような場合

②災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、または生命があるかどうか明らかでない者とする。

3 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、町長は、直ちに県玉名地域振興局長（地方本部）と連絡をとるとともに、消防団員、その他地域住民等を動員して、すみやかに救出作業を実施するものとする。

4 応援の手続き

町長は救出作業が困難な場合、または機械器材等の調達ができない場合の応援の手続きは、次によ

るものとする。

- ① 町長は、応援を受ける必要があると認めるときは、県玉名地域振興局長に対し要請を行うものとする。
- ② 大規模な救出作業を行う必要がある場合、直ちに県を通じて自衛隊の派遣要請を行うものとする。自衛隊の派遣要請の要領については、第3節自衛隊災害派遣要請計画に基づく。

第12節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の死体を放置することは、人道上から許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るものとする。

1 実施機関

行方不明者等の捜索及び処理等は、町長が警察機関、消防機関及び医療機関の協力を得て行うものとする。

2 行方不明者等の捜索

行方不明者等の捜索は、町長が警察機関、消防機関の協力を得て行うものとする。具体的には、災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして既に死亡していると推定される者で、おおむね次のような場合とする。

- ① 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- ② 災害の規模が極めて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合
- ③ 行方不明になった者が、重度の身体障がい者または重病人であった場合
- ④ 災害発生後、極めて短時間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合

3 死体の処理

死体の処理は、災害のため死亡した者の遺族が実施困難な場合、町長が関係機関の協力を得て刑事訴訟法等他の法令規定に基づいて実施するものとする。なお、通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。

具体的には、おおむね次のとおりである。

- ① 死体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
- ② 死体の一時保存（保存場所は町長が指定する。）【和水町中央公民館・スカイドーム 2000】
- ③ 死体の検案

4 死体の埋葬

災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことが極めて困難な場合、町長が応急的な埋葬を行うものである。

第13節 医療救護計画

災害のため医療機関が被災し、本来の機能を発揮することが不可能となったような場合、応急的な医療提供体制を確保し、罹災町民の医療保護を図るものとする。

1 実施機関

- ① 災害時における医療救護は、町長が行うものとする。
- ② 町限りで処理できないときは、隣接市町村、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 救護体制の整備

- ① 町長は、玉名郡医師会の協力を得て救護班を編成しておくものとする。
- ② 玉名郡医師会は、医師会員による救護班を編成しておくものとする。

3 救護活動

- ① 町長は、災害の状況に即応し、救護班により救護活動を行う。
和水町だけで対応ができない場合、隣接市町村等に応援を要請するとともに、県に応援協力を要請する。
- ② 町長は、被害地の状況により町立病院に救護所を設置する。ただし、災害の状況に応じ必要な場合は、災害地に天幕等を張り救護所を設置するものとする。

4 費用の負担

医療救護活動（治療費を除く）に要した費用の負担については、和水町の負担とする。

5 損害補償

町長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により、応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また障がい者となったときは、条例で定めるところにより補償するものとする。

第14節 義援金品募集配分計画

災害等に対する義援金品の募集、保管及び取扱い並びに配分方法は、本計画に定めるところによるものとする。

1 募集要項

和水町は、熊本県を通じて文書をもって、県内全市町村長に一般住民からの応募について依頼するとともに、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、不足している物資について広報を行うこととする。

ただし、衣類の場合、古着についてはその需要を考えてもほとんどないに等しいため、必要としない旨広報を行うものとする。

2 保管並びに配分

① 義援物資の取扱い

災害のため個人または会社、団体等から和水町及び罹災者に対する義援物資は、役場においてこれを受領し、厳重な保管をなすとともに、義援物資受付整理簿（別記様式第4号）に整理して、すみやかに区長を通じて、罹災者に配分するものとする。ただし、衣類については新しい物資についてのみ保管し、古着等必要としない物資は焼却処分するものとする。

② 義援金の取扱い

災害のため個人または会社、団体等から和水町及び罹災者に対する義援金は、担当課においてこれを受領し、町歳入歳出外現金として、これを厳重に保管するものとする。

配分方法については、義援金配分委員会（災害の状況によって、その都度町長を委員長とし、関係課長をもって構成する。）においてこれを決定し配分するものとする。

第15節 災害対策要員の確保及び物資供給

災害の内容規模により、町災害対策本部の人員のみで対処できない場合、又は特殊作業のため労力、機械が必要な場合、災害時に必要な物資の供給が困難な場合次の掲げるところにより措置する。

1 町の建設業者（和水町建友会）及び災害時に必要な物資を必要な数量を迅速かつ円滑に供給できる町登録業者と各種協定を締結できるよう推進する。

第16節 避難行動要支援者の名簿作成、活用等に関する事項

1 要配慮者の把握

① 和水町内部での情報の集約

避難行動要支援者名簿の作成のため、該当する者を福祉課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

2 避難行動要支援者名簿の作成

① 避難行動要支援者の範囲

高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲は、以下のとおりとする。※生活の基盤が自宅にある方

- ・ 要介護認定3～5を受けている者
- ・ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓・じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- ・ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・ 町の生活支援を受けている難病患者
- ・ 上記以外で町が支援を必要と認めた者

② 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿の記載事項は、次のとおりとする。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

③ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

避難行動要支援者名簿のバックアップは、災害規模によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理を目標とする。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新情報の保管をしておく。

④ 情報の適正管理

避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにするために「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

① 避難行動要支援者名簿の更新

新たに転入してきた要介護高齢者、障がい者等について該当する者は、速やかに名簿に記載し、死亡や転出があった場合は、名簿から削除する。また、社会福祉施設等へ長期間の入所を把握した場合についても名簿から削除して最新の情報に更新するよう努める。

② 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた場合は、その情報を避難支援等関係者で共有する。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

いざという時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくために、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。そのためには、避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について、本人、親権者または法定代理人等から同意を得る必要がある。

5 避難のための情報伝達

防災行政無線の活用による周知徹底はもとより、区長、民生委員、消防団員が自宅訪問して、伝達する。また、携帯電話による緊急速報（エリア）メールなどの活用も視野に入れる。

6 避難支援計画の策定

避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等関係者、避難場所などの避難方法について定める、個別避難計画を作成するものとする。なお、個別避難計画の作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考とするものとする。

7 避難行動要支援者の避難支援

① 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、情報提供することに同意した避難行動要支援者の名簿情報に基づいて避難支援を行う。また、避難支援等関係者本人の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう、安全確保に十分に配慮する。

② 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決める。

③ 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るために緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反にはあたらない。

④ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命財産を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

8 避難行動要支援者の安否確認の実施

安否確認を行う際は、避難行動要支援者名簿を活用すること。

また、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、現地へ出向き状況を把握すること。

9 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

① 避難行動要支援者の引き継ぎ

避難支援等関係者は、避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難場所等の責任者に正確に引き継がれるよう対応しなければならない。

② 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の運送について協定を結び対応する。

10 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の義務化

水防法第15条の3及び土砂災害防止法施行規則第5条の2の改正に伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生する場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、町は避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

該当施設は、以下のとおり。

	施設名	所在地	災害種別
1	モン・パラン	江田 4348	浸水想定
2	生活介護事業所 クレヨン	江田 3103-1	浸水想定
3	こども発達支援事業所あおぞら	江田 3103-1	浸水想定
4	相談支援センター せいすい	江田 3103-1	浸水想定
5	なごみ学童クラブ	江田 3176-1	浸水想定
6	菊水小放課後子供教室	江田 2891	浸水想定
7	菊水小学校	江田 2891	浸水想定
8	銀河ステーション	江田 10-1	浸水想定
9	GH マーガレット	江田 10-1	浸水想定
10	GH リトルウイング	江田 10-1	浸水想定
11	なごみトライズ	用木 786-1	浸水想定
12	菊水中学校	江田 4250	土砂災害
13	菊水西デイサービスセンター	長小田 334	浸水想定
14	なごみの園・菊水	長小田 334	浸水想定
15	有料老人ホーム花みずき	長小田 334	浸水想定
16	森の里介護センター	大田黒 699	浸水想定
17	なごみテラス森の里	大田黒 650-1	浸水想定
18	三加和中学校	板楠 1001	土砂災害
19	なごみサポート	板楠 2860-6	浸水想定
20	子育てひろば	板楠 70	浸水想定
21	放課後等デイサービス すろわ	上十町 105	浸水想定

11 福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所（福祉避難所）となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任者は、原則として県の管理に属する施設については県が、町の管理に属するものは町において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて地域の景観に合い生態系を保全し、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3 対策事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- ①河 川 河川法第3条による施設等
- ②砂防施設 砂防法第1条または同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための設備施設
- ③林地荒廃 山林砂防施設等防止施設
- ④地すべり 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設防止施設
- ⑤急傾斜地 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する施設
- ⑥道 路 道路法第2条第1項に規定する道路
- ⑦下 水 道 下水道法第2条第3・4・5号に規定する施設
- ⑧公 園 都市公園法第2条に規定する施設

4 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ③ 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

5 分担金の徴収

町が行う砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく災害復旧工事及び治山事業等の災害復旧工事に要する費用の一部に充てるため当該事業による受益者個人または団体から徴収することができる。

分担金の額【条例及び要綱等で定めるほか町長が定める額】

第2節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第106号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第1節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- ① 同法律により、国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の大きなものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- ② 前記①の事業を推進するため、当該事業の規模等により臨時適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。
- ③ 農地等の復旧事業は3ヶ年を原則とし、初年度が30%、2年度50%、3年度20%の進度で完了することとされている。
- ④ その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

3 対策事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは次のような施設である。

- ① 農地 耕作の目的に供される土地(田、畑)
- ② 農業用施設 農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防
- ③ 林業用施設 林地の利用または保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設(法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く)
 - イ 林道
- ④ 共同利用施設 農業協同組合、森林組合及び漁業組合等の所有する次のものをいう。
 - ア 倉庫
 - イ 加工施設
 - ウ 共同作業場及びその他の農林水産業者共同利用に供する施設

4 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- ① 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当
- ⑤ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第3節 ICT 部門の業務継続計画

和水町 ICT 部門の業務継続計画とは、大規模災害や事故で庁舎内の ICT 機材等が被害を受けても、重要業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための初動計画である。

この計画の詳細については、別に定める。

第 2 部 震災対策編

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、町民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第42条の規定に基づき、和水町において、防災に関し町及び各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、地震災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町土の保全、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 地震災害対策に関し関係機関の処理すべき事務または業務

町及び町内の公共的団体並びにその他防災上重要な施設の管理者等は、第1部第1章第2節に掲げる事務又は業務を処理する。

第3節 和水町の地震災害要因

和水町は、地理的には熊本県北西部、福岡県との県境に位置し、南北約19km、東西約9km、面積は約98km²である。おおむね山岳に囲まれた丘陵地帯で、県内4大河川の1つである菊池川が町の中央部を大きく湾曲しながら西南部に縦断して流れている。また、その菊池川には、岩村川、十町川、和仁川、内田川及び江田川が町の各方面から流れ込んでいる。

ところで、熊本県の地象は、中央構造線、別府島原地構帯等における稍深発地震、火山の存在、地殻浅部の内陸型地震（直下型地震）、背弧海盆の延長上地震という多様な活動により特徴づけられている。ただし、プレート性の地震の発生はほとんどないとみてよい。

人的被害を伴った主要な震災には、明治22年に都市直下型地震である「熊本地震」や昭和50年に負傷者20名、被害額約6億4千万円となった「阿蘇北部群発地震」、平成28年の「H28 熊本地震」では震度7を2回記録する大地震が発生し、平成31年1月には、和水町において震度6弱と5弱の地震が発生したことから今後も地震には大いに注意を払う必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

地震による災害を最小限に食い止めるため、町及び防災関係機関は、自らの職員及び町民に対し、地震災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

1 町職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災教育を実施し、職員の震災に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

2 町民に対する防災知識の普及

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、町民が自覚を持ち、防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

（1）普及の内容

- ① 地震に関する一般的知識
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 震災対策の現状

④ 平常時の心得（日頃の準備）

⑤ 地震発生時の心得

（２）普及の方法

① 社会教育を通じての普及

② 広報媒体等による普及

③ 防災訓練における普及

３ 防災知識の普及の時期

普及の内容により、もっとも効果のある時期を選んで、適宜防災知識の普及を行うものとする。

４ 防災相談

町及び防災関係機関は、一般町民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、町民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

第２節 自主防災組織育成計画

１ 目的及び地域住民の自主防災組織については、第１部第１章第６節自主防災組織整備計画によるものとする。

２ 事業所の自衛消防組織等

法令により自衛消防組織等の設置を義務づけられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

第３節 防災訓練計画

町及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

１ 総合防災訓練

可能な限り防災関係機関や地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて訓練を実施するものとし、町単独実施が困難な場合は、近隣の町と合同で訓練を実施するなど、極力定期的に実施するものとする。

２ 個別防災訓練

町及び各防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

（１）参集（非常召集）訓練

（２）災害対策本部等設置訓練

（３）情報収集伝達（通信）訓練

（４）水防訓練

（５）消防訓練

（６）避難（誘導）訓練

（７）救出・救護訓練

（８）輸送訓練

（９）その他必要な訓練

３ 住民等の訓練

大規模地震発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・

救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待するところが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町及び消防・防災関係機関は、これらの防災組織訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

4 訓練の時期・場所等

(1) 訓練の時期

最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 住民参加を求める場合の留意事項

実地訓練に住民参加を求める場合は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分な配慮を行うものとする。

(4) 訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

第4節 防災業務施設整備計画

この計画は、災害発生時の未然防止及び被害の拡大防止のための水防、消防及び救助に必要な施設、各種機材器具等の整備又は推進並びに防災業務施設の被害の予防を図るものである。

1 庁舎施設整備計画

町庁舎については、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

2 格納庫等消防施設整備計画

消防施設についても、地域における災害応急対策及び復旧対策の拠点となる施設であり、大規模地震発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、消防機械の格納庫や防火水槽等における耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、施設の管理者は、地震発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

第5節 火災予防計画

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、火災予防の徹底に努める。

1 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するので、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚を図る。

(2) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるので、その普及を図る。

(3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるように、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(4) 民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等の民間防火組織の育成を行ない、地域ぐるみの防火安全体制の確立を図るものとする。

2 消防活動が困難である地域の解消に資する道路整備

家屋密集地等で道路の幅員が狭いために消防活動が困難な地域の道路を確保するために、幅員 6 m 以上の消防活動に支障のない道路の整備計画を検討する。

3 消防力の強化

地震時における消火栓等の使用不能に備えて、家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

第6節 公共施設等災害予防計画

1 道路・橋梁

道路及び橋梁は、震災時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。このことから、防災拠点間の道路網となる重要な役割を持つ道路及び橋梁については、特に重点的に補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

2 下水道

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また、河川等の公供水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。町においては、これから下水道を整備していくが、大規模な地震に対しても十分対応できるような施設を検討する。

3 社会福祉施設

福祉サービスの安全性を確保するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画の整備を推進し、防災組織体制の確立を図る。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用により、施設における耐震性その他の安全性の確保を図る。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行う。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施する。

4 学校施設

大規模地震発生時における児童生徒数及び教職員の安全を図るため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施する。

(2) 設備、備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、実験実習機器等の転落落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第7節 原子力災害予防計画

1 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一、同様の事故が発生した場合、その規模や気象条件等によっては熊本県内へ影響を及ぼす可能性があるとして、熊本県において原子力対策計画が策定された。

これらの状況を踏まえ、和水町においても原子力対策に関する計画の策定検討を行うとともに、今後の国や県の計画の内容や見直しの状況を注視しつつ、住民の安全で安心して生活できる環境を整える。また、原子力発電所事故が発生した場合には、町外から多くの避難者を受け入れる必要があるため、避難受入れ体制についても充実を図る。

2 予防計画

町は、原子力事故に伴う災害対応が迅速かつ的確に実施できるよう、情報の収集・連絡体制の整備、住民避難体制や健康相談体制の確立、住民への知識の普及・啓発、防護資材の確保、訓練の実施等により、防災体制を活用した原子力事故対応を行うものとする。

第8節 給水確保計画

1 町による応急給水施設の確保

町は、緊急時に応急給水用として、配水池や江田川水辺公園内にある給水施設にて確保するものとし、平時より整備保存に努めるものとする。

2 水道施設の耐震化

1の給水施設も含めて、緊急時に応急給水用の水が確保できるよう整備を進める。

3 災害時応急体制の整備

応急給水及び応急復旧に必要な資器材の備蓄を行なうとともに、その調達を迅速かつ円滑に行なえるよう体制を整備する。

4 住民による飲料水の確保

2～3日分の飲料水の備蓄や給水施設、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

第9節 避難収容計画

1 避難場所、避難路の整備及び選定

(1) 避難場所

① 避難場所の整備計画

大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する避難場所（学校・公園等）の整備計画を検討するものとする。

② 地震発生時に使用可能な避難場所の選定

町民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により避難場所を選定し、整備しておくものとする。また、避難場所については、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

- ア 地震、火災からの避難を中心に考え、公園、緑地、学校等が適切であること。
- イ 周囲から火災が迫ってきた場合でも避難場所内の住民の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空き地を有すること。
- ウ 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置するものであること。
- エ 大規模な崖崩れ及び浸水の危険のないところ若しくは付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。
- オ 地区分けをする場合には、行政区単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 緊急輸送道路及び避難路

① 緊急輸送道路（輸送重要道路）

町内の県道16号（玉名山鹿）線、九州縦貫自動車道、県道6号（玉名立花）線、国道443号線、県道194号（和仁菊水）線、県道195号（和仁山鹿）線、県道3号（大牟田植木）線、県道4号（玉名八女）線、県道315号（竜門菰田山鹿）線とする。

② 避難路

町内の国道、県道及び町道を基本とし、状況に応じて避難路を選定、整備するものとする。

また、県と連携して避難路の機能確保と併せ、災害時の避難所及びその他の防災拠点（物資輸送拠点、情報発信拠点等）の役割を担う道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

2 避難指示等

大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼するなど住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行うものとする。

3 災害弱者の事前把握

(1) 要援護者

- ① 在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した災害弱者に係る情報の整理等を行うことにより、災害弱者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。
- ② 大規模地震発生時における的確かつ迅速な救護活動を行うため、災害弱者に対する緊急通報装置の給付の促進等緊急通報システムの整備を図るものとする。
- ③ 民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連携により、災害弱者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

4 避難誘導の事前措置

(1) 避難場所等の周知徹底

大規模地震発生時に的確な避難行動ができるように、平素から次の事項について住民への周知徹底を図るものとする。

- ① 避難所の名称及び場所
- ② 避難所への経路
- ③ 避難指示の伝達方法
- ④ 避難後の心構え

(2) 管理者対策

病院、工場、事業所等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町、消防署、警察等と綿密な連絡を取り、災害に対処する体制を常に確立しておくものとする。

5 応急仮設住宅建設予定場所の選定

周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に配慮して、民有地も含めた応急仮設住宅予定地の確保を行っておくものとする。

第10節 医療保健計画

大規模な地震災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被害地域内で十分な医療が提供されない恐れがある。このため、平時から医療保健体制の充実を図るものとする。

1 医療施設の安全性の確保

医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行うものとする。

- (1) 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。
- (2) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

2 災害時における医療救護体制の整備

- (1) 行政区域ごとの救護体制の整備を図るものとする。
- (2) すべての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受入れ方法、救護班の派遣方法を記したマニュアルの作成に努めるものとする。

3 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施することにより、災害時の防疫体制の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

また、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周知な防疫計画を立てておくものとする。

第11節 災害ボランティア計画

大規模地震発生時には、国内、国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるので、関係機関は相互に協力し、ボランティアの受入れ体制を整備する必要がある。

1 専門ボランティアの受入体制

専門知識、技能を有する専門ボランティアについては、各活動担当班が中心となって対応することとなるので、あらかじめその把握に努めるとともに、災害時の受入体制の整備を図るものとする。

2 一般ボランティアの受入体制

炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等の一般労務の提供を行う一般ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ社会福祉協議会、日赤等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

3 情報の提供

災害発生時に被災地のどの分野にどのようなニーズがあるかについて情報がないと、効果的な活動が困難であると考えられる。このため、ボランティアに対する情報収集提供窓口等の整備に努めるものとする。また、県内の各種ボランティア団体等のネットワーク化を進め、災害時における協力体制

の整備を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 災害対策本部等の設置基準

本町の地域に大規模な地震が発生し又は発生する恐れがある場合には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、災害対策基本法第23条に基づき災害対策本部を設置するものとする。

和水町災害対策本部の組織及び編成等は、和水町災害対策本部条例の定めるところによるが、地震災害に関する災害対策本部の設置基準については、次のとおりとする。

(1) 和水町災害対策本部

- ① 町内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② 災害が発生し又は発生する恐れがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合
- ③ 前記②のほか、激甚災害で、とくに応急対策を実施する必要がある場合

(2) 和水町現地災害対策本部

被災地が災害対策本部から遠隔地の場合、災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要に応じて、主要被災地に設置する。

2 熊本県現地災害対策本部との連携

和水町災害対策本部は、県が現地災害対策本部を設置したときは、県の当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 職員配置計画

災害が発生し又は発生する恐れがある場合における職員の配置体制、動員方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1 指揮系統

大規模地震が発生した場合、町長の指揮のもとに次の指揮系統により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

(1) 命令系統

- ① 大規模地震が発生した場合、町長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。（自動設置）
- ② 町長に事故があった場合は、副町長、総務課長、の順位で指揮を執るものとする。

(2) 連絡系統

- ① 町内で震度4以上の地震が発生した場合、総務課長は直ちに町長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。
また、震度4未満でも被害が甚大な場合は、この系統に準ずる。
- ② 指揮系統に属する者は、在勤公署を離れる場合は常に携帯電話を所持するよう努めるものとする。
- ③ 電話回線途絶により連絡不能な場合、総務課長は、無線、使者の派遣により町長に連絡するものとする。

2 組織の確立

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 職員の配置

① 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合

総務課長は、必要に応じ関係課長を召集し、情報を検討のうえ職員を配置し、情報の収集等に当たらせるものとする。

② 災害対策本部の設置等

震度4の地震が発生した場合は、課長等全員及び関係職員が対応するものとし、直ちに町長の指示により、災害対策本部の設置を検討するものとする。

また、勤務時間外に震度4の地震を確認した場合、課長等全員、総務・建設課職員及び避難所運営班職員は直ちに登庁し、他の職員は自宅待機するものとする。

なお、震度5弱以上の地震を確認した場合は、全職員は直ちに登庁するものとする。ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へ、その旨連絡するとともに、最寄りの指定された避難場所へ出向き、応急活動に従事するものとする。

③ 待機場所

上記①～②の配置体制における職員の待機は、配属の課等において行うものとする。

④ 災害対策本部の設置場所

次の順位により確保するものとする。

- 1 町役場庁舎 2 町役場三加和支所庁舎 3 町中央公民館
- 4 町三加和公民館 5 町体育館 6 スカイドーム 2000

(2) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は、本部会議の決定に基づき、所属課員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

第3節 応援要請計画

大地震による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、災害対策に万全を期するものとする。

1 関係機関との相互連絡

町は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速かつ適切な推進に努めるものとする。

(1) 県との関係

町は、県に災害対策本部が設置されたときは、常に密接な連絡を保ち、県の施策に適合するよう十分調整を図るものとする。

(2) 防災会議構成機関

町は、和水町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これら機関と相互に協力して災害対策に万全を期するものとする。

2 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請については、第1部第3章第3節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

3 緊急消防援助隊出動要請

緊急消防援助隊の出動要請については、第１部第３章第４節緊急消防援助隊出動要請計画によるものとする。

4 応援要請

（１）町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村に対し、応援を要請するものとする。

（２）県への応援又は応援斡旋の要請

町は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援の斡旋を要請するものとする。

5 応援の受入れに関する措置

本節の定めるところにより、他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等応援の受入体制の整備に努めるものとする。

第４節 地震情報伝達計画

地震情報伝達計画については、第１部第３章第５節気象予警報等伝達計画によるものとする。

第５節 災害情報収集・伝達計画

大規模地震発生時における各種地震情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1 実施責任者

町長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行なうものとする。なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

また、町長が県に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行なうものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

2 被害報告取扱責任者

情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者（総務課１名）を定めておくものとする。

3 被害等の調査・報告

町は、防災行政無線の活用及び自治会や消防団等からの情報をもとに、管内の被害情報の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、１１９番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領（第１部第３章第６節情報収集及び被害報告取扱計画参照）に基づいて行なうこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- ① 人的被害
- ② 火災の発生状況（炎上箇所、延焼状況）
- ③ 家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況）
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 津波、土砂災害の発生状況
- ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

⑦ 医療救護関係情報

⑧ その他必要な被害情報

4 防災関係機関等の協力関係

被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、町及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、相互に緊密に連携協力して、相互に被害に関する情報交換を行なうものとする。

5 情報の伝達系統

被害情報等の伝達系統は、第1部第3章第6節情報収集及び被害報告取扱計画に定めるとおりである。

6 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（県玉名地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行なうものとする。

第6節 広報計画

災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

町長は、災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者として、広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行なうよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として本章第5節災害情報収集・伝達計画によるものとする。

4 町における広報活動

（1）広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

① 災害対策本部の設置

② 災害の概況（被害の規模・状況等）

③ 町及び防災関係機関の防災体制並びに応急措置に関する事項

④ 避難指示【避難場所・避難路の指示】及び避難時の留意事項

⑤ 電気、水道等供給の状況

⑥ 防疫に関する事項

⑦ 火災状況

⑧ 医療救護所の開設状況

⑨ 給食・給水実施状況

⑩ 道路・河川等の公共施設被害

⑪ 道路交通等に関する事項

⑫ 一般的な住民生活に関する情報

⑬ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項

⑭ 二次災害を含む被害の防止に関する事項

⑮ その他必要な事項

（２） 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じ次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

- ① 防災行政無線による広報
- ② 広報車等による広報
- ③ 消防団による広報
- ④ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報
- ⑤ 広報紙、チラシ、ポスター等
- ⑥ 避難場所での広報
- ⑦ 自主防災組織等による広報
- ⑧ その他状況に応じ効果的な方法

第７節 避難収容対策計画

１ 避難指示の内容及びその周知

（１） 避難指示の内容

町長等の避難指示を実施する者は、次の内容を明示して行なうものとする。

- ① 要避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

（２） 周知の方法

町長等の避難指示を実施する者は、次のうち適当な方法によって住民に対する周知を図るものとする。

- ① 防災行政無線による周知
- ② 関係者から直接の口頭及び拡声器等による周知
- ③ サイレン及び警鐘による周知
- ④ 広報車等による周知
- ⑤ 自主防災組織、自治会等への電話等による伝達周知
- ⑥ 報道機関を通じての周知
- ⑦ 緊急速報（エリア）メールによる周知
- ⑧ 安全安心メールによる周知

２ 警戒区域の設定

町長若しくはその委任を受けた町の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（災害対策基本法第６３条）

町長からの要求等により、警察官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

３ 避難誘導

町長等の避難指示を実施する者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を

得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害弱者の避難に配慮するものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、その他新たに災害発生の際のある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- (2) 危険な地点には標示や縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- (3) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害弱者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

4 避難所の開設及び運営

(1) 避難所予定施設の安全性の確認

町は、避難所予定施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設するものとする。安全性確認の結果、災害の様相が深刻で、町内では避難所を開設することができない場合には、関係市町村と協議し、関係の近隣市町村に収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設するものとする。

(2) 避難所開設の住民の周知

避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所を周知させるものとする。

(3) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

(4) 避難所開設の県への報告及び野外収容施設（バラックテント等）の設置

町が避難所を開設したときには、直ちに避難所開設の状況を県に報告するものとする。避難所は、既存建物を応急的に整備して使用するのが普通であるが、これらの適当な施設を得難いときは、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を借り上げて野外収容施設を設置するものとする。

5 災害時要援護者への配慮

(1) 災害時要援護者に係る対策

① 安否確認、救助活動

在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、災害時要援護者の安否確認、救助活動を実施するものとする。なお、消防機関等は、救助に当たって、災害弱者の救助に配慮するものとする。

② 状況調査及び情報の提供

民生委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

③ 福祉・保健巡回サービス

民生委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施するものとする。

(2) 外国人に係る対策

① 安否確認、救助活動

町は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行うものとする。

② 情報の提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため外国人に配慮した継続的な情報の提供を行なうものとする。避難所にあつては、食料配布場所等の情報を外国語で表記する等の配慮を行うものとする。

6 避難予定場所

避難予定場所については、第1部第3章第9節避難計画によるものとする。

第8節 水防計画

地震により、堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。特に、堤防の背後地が低い地域は、地震による直接被害の後、洪水や高潮（満潮）により、溢水・浸水等の二次災害が発生する恐れがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警報等の水防体制が必要となる。

このような地震時における水防体制についても、第1部第3章第7節水防計画に基づいて対応するものとする。

第9節 救出計画

1 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町、消防機関及び警察が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及びその他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。

2 救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
- (2) 大規模地震による行方不明者で生存していると推定される者、又は生命があるかどうか不明の者

3 救出の方法

(1) 町、消防職員・団員による救出

- ①町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
- ②救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資器材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。
- ③町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織（行政区）による救出

自主防災組織（行政区）にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに、町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

第10節 医療救護計画

1 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行なうものとする。
- (2) 町限りで処理できないときは、隣接市町村、県その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 救護活動

(1) 初期救護医療の確保

初期救急医療においては、医療に従事する者による自律的な活動が必要であることから、町立病院を中心として、自らの判断に基づき速やかに救急医療への対応を図るものとする。

(2) 医療救護所の設置

町は、被災状況等を勘案し、あらかじめ計画した場所又は適時適切な場所に救護所を設置し、運営するものとする。

第11節 食糧供給計画

大規模地震発生時に、罹災者及び災害応急従事者等に供給する食糧の確保と炊き出し、その他食料の供給は、次の要領により実施するものとする。

1 実施機関

罹災者及び災害応急従事者等に対する食糧の供給は、町が実施する。町のみでは、実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 災害救助法が発動された場合の米穀の調達・供給

町長は、交通、通信の途絶により、災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受けることができず、早急に引き渡しを受ける必要がある場合は、政府所有米穀を保管する倉庫責任者（玉名農業協同組合長）に対して直接引渡しを要請するものとする。

3 炊き出しの実施及び食糧の配分

(1) 炊き出しの実施

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、自ら又は委託して炊き出しを行なうものとする。

町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出しによる食糧の供給の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請するものとする。

(2) 食糧の配分

被災住民への食糧の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 各避難所等における食糧の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 住民への事前周知等による公平な配分

第12節 給水確保対策計画

1 実施体制

飲料水供給の実施は、町が行うものとする。町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県及び国その他関係機関の応援を求めて飲料水の供給を実施するものとする。

2 水道施設の被害状況把握

町は、簡易水道施設の被害状況等についての情報収集を行うものとする。

3 応急給水及び応急復旧

地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。なお、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資器材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

4 被害者への情報伝達

被災者に対し、防災行政無線放送、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコン通信ネットワークの活用により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての的確な情報提供を行うものとする。

第13節 保健衛生計画

1 防疫対策

町は、災害防災実施要領（昭和40年5月10日衛発第302号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、避難所が臨時に多数の避難者を収容するため衛生状態が悪化し、伝染病の発生の原因になる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化し、防疫員の指導のもとに防疫活動を実施するものとする。

また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成する等、その協力を得て防疫に努めるものとする。

第14節 災害ボランティア活動計画

大規模地震発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、県、町及び関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、県及び町は、被災者の生活救護のためボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図るものとする。

1 実施体制の確立

大規模地震発生後、直ちに社会福祉協議会に受入窓口を設置し、一般ボランティアの受入体制の確保を図るものとする。この場合、受入窓口の活動内容としては、概ね次のとおりとする。

- (1) 町からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握
- (2) ボランティア活動の決定及びボランティア業務の割り振り
- (3) ボランティア活動用資器材の確保
- (4) ボランティアの受付
- (5) ボランティア連絡会議の開催
- (6) 市町村との連絡調整
- (7) その他ボランティア活動について必要な活動

2 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配布）
- (3) 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、輸送）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

3 情報提供

町は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティアに対する情

報提供の窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を提供するものとする。

4 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行なえるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等支援に努めるものとする。

第15節 廃棄物処理計画

1 計画の方針

地震災害発生による廃棄物処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、詳細については、和水町災害廃棄物処理基本計画によるものとする。

2 被害状況調査、把握

- (1) 町は、速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設、設備、調査者等を明確にした調査体制を整備するものとする。
- (2) 町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、熊本県有明保健所に報告する体制を整備するものとする。

3 ごみ処理計画

- (1) 町は、地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行うものとする。
- (3) 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求めるものとする。
- (4) 町は、防疫上食物の残り等腐敗性のごみを優先的に収集運搬するものとする。
- (5) 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合には、町が収集処理を行なうものとする。
- (6) 災害時には大量の廃棄物排出が予想され、処理場への大量搬入は、交通の確保の困難性や処理能力の問題等が考えられるため、町は、必要により環境保全上支障のない場所での暫定的な積み置き場所を確保するものとする。

4 し尿処理計画

- (1) 町は、地域別に被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行うものとする。
- (3) 町は、震災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じるものとする。

5 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え、予備資材の確保に努めるものとする。

- (2) 町は、震災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。また、廃棄物の処理、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村等の応援依頼等により効率的な処理を確保するものとする。
- (3) 町は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは、県に応援要請を行うものとする。

6 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、震災時の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努めるものとする。

第16節 行方不明者等捜索及び収容埋葬計画

行方不明者等や死亡者の死体を放置することは、人道上から許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも、関係機関・団体と密接な連絡をとり、早急に行方不明者等の捜索及び死体埋葬活動を実施する必要がある。

1 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、町長が警察、消防機関の協力を得て行うものとする。本町だけでは十分な対応ができない場合、近隣市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

2 死体の収容

町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に死体の収容所を開設し、死体を収容するものとする。

なお、死者数及び行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等の納棺用品を確保するものとする。

3 死体の火葬

町は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 死体安置所の確保
- (5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- (6) 死体搬送体制の確保
- (7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

第17節 救援物資要請・受入・配分計画

各方面から被災者によせられる救援物資について、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して、本町のみで対応できない状況にあ

れば、県に対して救援物資の支援要請を行なうものとする。

2 受入体制

(1) 町は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資の拠点集積場所として、あらかじめ選定しておくものとする。

(2) 町は、拠点集積場所に物資の集積を行う場合には、当該集積場所ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、不足物資の応援要請を行った場合、民間団体等から大量の物資が送付されてくることが予想されるため、その受け入れ体制を整備し、配分調達、仕分け及び搬送のための人員の確保を図るものとする。

第18節 大規模災害に伴う罹災証明書の発行について

1 罹災証明書の定義

罹災証明書は、災害にあわれた町民に対して、災害救助の観点から被災者生活支援金の支給、住宅の応急修理、義捐金の配分等の支援措置適用の判断材料として住家被害の必須の証明事項である。

(災害対策基本法第90条の2第1項)

また、災害対策基本法第2条第1号に定義される災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいい、通常の降雨による雨漏りなどは含まない。

2 認定基準

被害の認定は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府 防災担当)によるものとする。

3 罹災状況の程度

罹災の状況は、「全壊・流出」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」で判定する。

また、罹災状況の検証については、家屋のみとする。家財、門、塀は検証しない。

4 罹災証明書の交付

町は、住民等から交付申請があった場合は、遅延なく交付しなければならない。

5 罹災証明書の様式

罹災証明書の様式は、別に定める。

第 19 節 被災者台帳の作成及び安否情報の提供について

1 被災者台帳の作成・利用

①被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

- ・ 氏名 ・ 生年月日 ・ 性別 ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他町長が定める種類の被害状況 ・ 援護の実施の状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）

②被災者台帳の利用

町長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。（災害対策基本法第 90 条の 4）

- ・ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ・ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ・ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う

2 安否情報の提供

町長は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいて回答する。

町は、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された町民等の安否情報を確認する。

第 4 章 災害復旧計画

災害復旧計画については、第 1 部第 4 章災害復旧計画によるものとする。